

東京学芸大学先端教育人材育成推進機構運営要項の一部改正について

改正理由：東京学芸大学先端教育人材育成推進機構規程（令和4年規程第13号）の一部改正及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要項は、東京学芸大学先端教育人材育成推進機構規程（令和4年規程第13号。以下「規程」という。）<u>第23条</u>の規定に基づき、東京学芸大学先端教育人材育成推進機構（以下「機構」という。）の本部、リエゾンチーム、ユニット、本部管理グループその他機構の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(本体会議)</p> <p>第2条 本部に、<u>規程第9条第1項各号</u>に規定する業務を円滑に実施するために必要な事項を協議するため、本体会議を置く。</p> <p>2～3 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p>(ユニットの運営)</p> <p>第5条 それぞれのユニットは、次に掲げる構成員をもって組織する。</p> <p>(1) ユニット長</p> <p>(2) 機構長が指名する専任教員、<u>兼任教員、協力教員及び規程第7条の外部協力教員等</u>（以下「外部協力教員等」という。）</p> <p>(3) その他機構長が必要と認めた者</p> <p>2 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p>(本部管理グループの運営)</p> <p>第7条 それぞれの本部管理グループは、次に掲げる構成員をもって組織する。</p> <p>(1) グループ長</p> <p>(2) 機構長が指名する専任教員、<u>兼任教員、協力教員及び外部協力教員等</u></p> <p>(3) その他機構長が必要と認めた者</p> <p>2 [省略]</p> <p>[省略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要項は、東京学芸大学先端教育人材育成推進機構規程（令和4年規程第13号。以下「規程」という。）<u>第21条</u>の規定に基づき、東京学芸大学先端教育人材育成推進機構（以下「機構」という。）の本部、リエゾンチーム、ユニット、本部管理グループその他機構の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(本体会議)</p> <p>第2条 本部に、<u>規程第9条</u>に規定する業務を円滑に実施するために必要な事項を協議するため、本体会議を置く。</p> <p>2～3 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p>(ユニットの運営)</p> <p>第5条 それぞれのユニットは、次に掲げる構成員をもって組織する。</p> <p>(1) ユニット長</p> <p>(2) 機構長が指名する専任教員、<u>兼任教員及び外部機関に所属する協力教員・研究者</u></p> <p>(3) その他機構長が必要と認めた者</p> <p>2 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p>(本部管理グループの運営)</p> <p>第7条 それぞれの本部管理グループは、次に掲げる構成員をもって組織する。</p> <p>(1) グループ長</p> <p>(2) 機構長が指名する専任教員、<u>兼任教員及び外部協力教員</u></p> <p>(3) その他機構長が必要と認めた者</p> <p>2 [省略]</p> <p>[省略]</p>

<p>(称号の付与)</p> <p>第9条 機構長は、<u>外部協力教員等</u>に、機構長特別補佐その他機構が定める称号を付与することができる。</p> <p>(事務の体制)</p> <p>第10条 ユニット及び本部管理グループの運営に関する事務は、関係部課等の協力を得て、学務部先端教育推進課のほか、<u>規程第21条</u>に基づき次の表に定める共同担当課が共同して事務の処理に当たるものとする。</p> <p>表 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この要項は、令和5年4月13日から施行し、令和5年4月1日から適用する。</u></p> <p><u>2 第2条の改正部分は、令和5年3月16日から適用する。</u></p>	<p>(称号の付与)</p> <p>第9条 機構長は、<u>規程第6条の外部協力教員等</u>に、機構長特別補佐その他機構が定める称号を付与することができる。</p> <p>(事務の体制)</p> <p>第10条 ユニット及び本部管理グループの運営に関する事務は、関係部課等の協力を得て、学務部先端教育推進課のほか、<u>規程第19条</u>に基づき次の表に定める共同担当課が共同して事務の処理に当たるものとする。</p> <p>表 [省略]</p> <p>[省略]</p>
---	---